

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1996.4.10発行〈通巻第249号〉200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ばんらいビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 労災保険法に介護(補償)給付新設 1
- 大工などの労働者性で新通達 4
- <新連載> 職場が変わるか—環境マネジメントと労働衛生 ① 6
- 労災針灸治療新通達その後 9
- じん肺肺がん訴訟で原告勝訴 11
- 前線から(ニュース) 13
- 安全衛生対策Q&A「分散していても集めて一つの事業場」 17

3月の新聞記事から／18
表紙写真／市民オフィス事務所おひろめ

'96 4

労災保険改正

介護(補償)給付がスタート

—— 介護費用が労働者の権利としての労災保険給付に ——

介護費用が 労災保険の本体給付に

業務上災害や通勤災害に被災し、障害・傷病（補償）年金を受けている人々のうち、いわゆる重度被災労働者（障害・傷病（補償）年金第1～3級の受給者）の人数は、約32,000人にのぼっており、その約80%は何らかの介護を必要としている。

しかし、重度被災労働者の介護は、極めて重労働であることから、家族に大きな負担を負わせており、また、被災労働者や介護をする家族の高齢化により、その負担はますます大きくなっている。

さらに、家族による介護が困難で、民間業者等の介護サービスが必要な重度被災労働者も増加している。

このような状況のなかこれまで労働省は、障害・傷病（補償）年金第1級受給者のうち、精神神経障害及び胸腹部臓器障害（主にじん肺、せき損など）により常に介護を必要とし、現に自宅で介護を受けていた者に対し、労働福祉事業として「介護料」を支給していた。

労働省では、昨年の労災保険法改正で、

介護に要した費用を補填するため、これを労災保険本体の新たな保険給付として位置づけ、「介護（補償）給付」を創設することとし、この4月1日からこれまでの介護料を本給付として、支給対象者の範囲の拡大、支給額の引き上げを実施している。

障害・傷病等級1～2級

要介護者に支給

まず、この介護（補償）給付の対象となる者の範囲は次のとおりである。

- (1) 障害（補償）年金または傷病（補償）年金第1級の者（精神神経障害及び胸腹部臓器障害の者に限る）のうち常時介護を要する者
 - (2) 障害（補償）年金または傷病（補償）年金第1級の者（精神神経障害及び胸腹部臓器障害の者に限る）のうち随時介護を要する者
 - (3) 障害（補償）年金または傷病（補償）年金第2級の者（精神神経障害及び胸腹部臓器障害の者に限る）のうち随時介護を要する者
- ただし、これらの場合でも、身体障害者福祉法の規定による身体障害者療養施設や老人福祉法の規定による特別養護老人ホーム、労災特別介護施設、病院、診

療所などに入院している間は対象とはならない。

支給額については次のとおりとなってい

(1) 介護に要する費用が月に57,050円に満たない場合は一律定額で月額57,050円、超えた場合には、105,080円を上限に支出した額。

(2)、(3) 介護に要する費用が月に28,530円に満たない場合は一律定額で月額28,530円、超えた場合には、52,540円を上限に支出した額。

つまり、随時介護は、常時介護の半額とする差を設けている。なお、介護費用のかからない家族介護の場合は、最低の一律定額が支給されることになる。

介護に要する費用とは、介護人（被介護者の配偶者、直系血族及び同居の親族を除く）に対して支払った賃金、日当、謝金、交通費などをいい、民間業者に介護人を派遣してもらった場合や、公的介護サービスなどを利用するのにかかった費用などがその対象となる。

これまでの3ヶ月ごとから 月ごとの支給に

介護（補償）給付の請求手続きは、所定の支給請求書（様式第16号の2の2）に必要事項を記入し、次の書類を添付して所轄労働基準監督署に請求する。

(1) 障害の部位、状態並びにその障害を有することに伴う日常生活の状態に関

する医師等の診断書

(2) 介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、その介護を受けた日数及びその支出した費用の額を証明することができる書類

(3) 請求人の親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合は、その介護に従事した者による、介護の事実についての申立書

なお、添付する書類は、請求書の様式に付属しているか、別紙の様式が用意されており、労働基準監督署に備えられている。

また、介護（補償）給付の請求は、最低額などが月額で定められていることから、休業（補償）給付のように、その日ごとに請求権が発生するという形にはなっておらず、一ヶ月ごとに請求が可能ということになる。

反対に、労働福祉事業の介護料が、以前の年金給付と同じく、2、5、8、11の各月にその前3ヶ月分を請求するシステムとなっていたのに対し、介護（補償）給付では毎月の請求が可能となる。

労災ホームヘルプサービスなど 新事業も

一方、労働福祉事業としての労災被災者の介護施策も、介護（補償）給付新設とあわせて拡充が図られている。

昨年度から具体的に、重度被災労働者やその家族に対する介護サービスとして、

①労災ホームヘルプサービス事業、②在宅介護住宅資金貸付制度、③介護機器レンタル事業、④労災ケアサポート事業の実施が始まっている。

労災ホームヘルプサービスとは、労災被災者の傷病状態の特性にあった、専門的介護を重視したサービスなどを障害・傷病等級1～3級の被災者に提供しようというもの。具体的には、専門的な対応が可能な労災ホームヘルパーを申し込みにより派遣、介護券の発行という方法を用いたシステムとなっている。

また、介護機器レンタル事業とは、介護の負担を軽減するための様々な機器を、国が費用の7割を負担して利用できるというもの。

こうした介護サービスについて労働省は、現在、各都道府県の相談所に計70名の相談員を配置し、利用などについて仲介などの相談援助業務を行っている。

労働者の権利に昇格した 介護補償

介護費用については、例えば民事損害賠償請求の裁判等で、賠償の対象となる損害の一部として評価されるのは当然のこととなっているのに、これまで労災保険では災害補償には含まれず、あくまで

「被災労働者の援護」としての労働福祉事業の対象としてしか位置づけられていなかった。したがって、今度の改正で本体の保険給付の枠内に含まれることと

なったのは、前進といえよう。

たとえばこれまでの「介護料」は、労働福祉事業であったため、支給されなくとも審査請求等の不服審査の道はなかったが、保険給付であれば被災者の権利として位置づけられ、労基署長の不支給処分を違法として審査請求等で主張することができるうことになる。

入院か在宅か

高齢者介護と同質の問題

しかし、介護（補償）給付の給付内容を見てみると、枠が拡がったとは言え、決して充分なものとまではいえない。例えば、在宅で療養生活をおくる重症のじん肺被災者の場合、105,080円（傷病等級第1級）や52,540円（傷病等級第2級）で一ヶ月の介護費用がまかなえるであろうか。在宅でなんとか自立した生活を送ろうとしても、費用負担にねをあげ、病院に戻るという姿が想像できる。

いま厚生省で検討が急がれている、介護保険制度は、高齢者の介護を主な対象としたもので、その制度趣旨は根本的に違う。しかし、入院か在宅かという、当該被災労働者の生活様式に大きく関わるものであることは共通しているといえよう。

保険給付として位置づけられた介護（補償）給付を、労働福祉事業による施策も含め、今後充実させていくことは、労災補償法制の大きな課題といえる。

建設、芸能で新たな労働者性判断基準

ある人が、労働基準関係法令による保護の対象となるかどうかは、労働基準法第9条に規定する「労働者」であるかどうかによる。実態として「労働者」であれば、見かけ上どういう形式で働いていようと、万が一の怪我のときは労災保険の給付が受けられるし、労働基準、労働安全衛生各法などの適用もある。したがってこの規定は、個々の就労者の生活に大きな影響をおよぼすものだ。

重要な意味をもつ「労働者性」判断基準

しかし、多種多様な就労形態があるなか、必ずしも適性な判断が日本全国で統一的ななされてきたとは言いがたい。たとえば、自己所有のダンプカーで砂利運搬の仕事を請け負う運転手が、発注元の専属になっていて、毎日の仕事がほとんど拘束され、請負金額を賃金とみなせる可能性がある場合など、その判断は微妙なものになってくる。

こうした経過から、労働省ではすでに昭和60年12月、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会の報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」を公表し、行政判断の指針としてきた。ただこの報告においても、例示方式で判断基準を明確化する方法をとりながら、最終的には個々のケースごとの判断に委ねるものとならざるを得ず、全てをカ

バーするものとはなっていない。

例えば、労災保険の給付についての労基署長の処分を不服として行われる審査、再審査の請求件数のかなりの割合が「労働者性」判断が争点となるものとなっている。「労働者ではない」と労基署の不支給処分を受けた被災労働者のうち、審査、再審査にまで至るのはその一部であり、その受けるべき権利の内容が重大なことを考えれば、この判断基準の明確化は極めて重要といえよう。

とくにこの問題は、業種によって深刻さを増す。一人親方など、形式上事業者として仕事を請け負い、実際の働き方はほとんど労働者と変わらない場合が多く見受けられる建設業、個々の契約の形をとりながら、実際には指揮命令を受けて仕事をしており、さほど自由度のない芸能関係者については、かねてより当該労働者の団体等から労働省に対して労働者性判断基準の拡大、明確化の要請が行われてきた。

これに対して労働省は、労働基準法研究会の労働契約等法制部会で「労働者性検討専門部会」を設け、問題となる二つの業種について、さらに詳細な判断基準を検討するよう依頼、この3月に報告がまとめられ公表された。

判断基準に就労形態の実態を反映

報告書によれば、まず建設業については、「手間請け」と呼ばれる労務提供方式に注目する。「手間請け」とは、「工事の種類、坪単価、工事面積等により総労働量及び総報酬の予定額が決められ、労務提供者に対して、労務提供の対価として、労務提供の実績に応じた割合で報酬を支払う」というもので、具体的に指揮監督下の労働、報酬の労務対償性等について判断基準を示している。「事例」としてあげられているのは、次のような大工の例。

住宅建築工事に従事し、業務内容としては、発注者から材料の供給を請けて、建築現場内で床、壁、天井等の建付けを行う大工。契約関係は口頭で、受注部分は発注者自身が請け負った住宅の一区画で、報酬は1坪5万円を基本とし、工事の進捗状況により、毎月末を支払日とするもの。継続的に同じ発注者から仕事を請けており、断ると次から仕事がもらえず、事実上仕事の依頼を断れないが、都合が悪ければ断ることもある。毎日発注者の事務所へ赴き、そこで指示を仰いだ後に現場へ出勤、休む場合には連絡が義務付けられ、勤務時間の指定はないが、発注者の雇用労働者と同じ時間帯に作業をしている。報酬は請負代金のみで交通費等の経費は自己負担。

この大工について、①業務従事の指示に対して諾否の自由を有せず、②業務遂行の詳細な指示があり、裁量の余地がなく、勤務時間についても実質的な拘束が

されていることから、使用従属性ありとされ、労基法上の「労働者」と判断する。

つぎに芸能関係者については、プロダクションに所属して労働契約関係があったり、制作会社などに雇用される等、労働者性が明らかな俳優、技術スタッフの例を除き、例えば映画やテレビ番組一本ごとの契約で働く場合を対象として検討している。「事例」として上げられているのは、次のような俳優の例。

制作期間5ヶ月（うち撮影期間3ヶ月）の映画の撮影現場で、一言だけ「台詞」がある喫茶店のウェイトレスの役を演じる。撮影日時、場所を特定して出演することを、口頭で制作会社と約し、契約期間は2日だが撮影進行状況によっては数日拘束日数が延長されることがある。報酬は、出演料の基準の基づく最低「ランク」の5万円で、日数が大幅に延長された場合は多少追加がある。演じる役の演技内容、方法は予め決定された場面設定で、自己の裁量はほとんどなく、監督等の指示で当初とは異なる役を演じさせされることもある。撮影時間について、自己の都合が考慮されることはない。

この俳優について、①撮影期間が延長されても拒否できず、②演技方法等本人の裁量の余地がなく、③撮影時間の割り振りが一方的に決定され、従わざるを得ないことなどから使用従属性ありとし、労基法上の労働者であるとする。

判断基準の具体的で、僅かではあるが、両業種で労働者と認められ安くなった。

職場が変わるか

①

環境マネジメントシステムと労働安全衛生

中地 重晴

(環境監視研究所)

はじめに

世間ではインターネットの話題でもちきりです。多くの職場にもコンピューターやパソコンが導入されました。職場のOA化は進めています。製造業の職場にもNC旋盤やロボットが導入され、パソコン端末が工場の中に入り込み、納品や作業編成まで管理されるようになってきました。それに応じて工場にも新しいシステムが導入されてきました。一つにはISO9000という品質管理の国際規格があります。輸出向けの製品を作っている企業では数年前からこの規格の認証に取り組みはじめています。読者の工場でもやり始めたということを聞きます。また、この夏にはISO14000という環境管理監査の国際規格が誕生する運びになっています。今のところ、製造業が対象ですが、環境管理については流通業やサービス業、自治体などでも手法を取り入れていこうという動きがあります。このような国際規格によって職場がどう変わるのか、労働安全衛生の面ではどう変わるのかなど考えてみたいと思います。

企業と地球環境問題

まず、なぜ企業が環境管理を考えなければいけないのか。考え方の根底にあるものについて説明します。地球規模の環境問題という言葉は聞かれたと思います。地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等のことですが、これらの環境問題は一国だけでは解決できない大きな問題です。また、地表から10kmから数10km離れた上空で進行している化学反応に基づいています。このままほっておくと人類滅亡の危機すらあるということで、解決にむけた努力を話し合おうと92年ブラジルで開かれたのが、地球環境サミットでした。主催した国連加盟の各国政府だけでなく、地方自治体、企業、市民それぞれの果たすべき役割がアジェンダ21という宣言の中でまとめられています。

早いもので、すでに4年前になってしましましたが、相前後して地球環境問題を解決するため、いくつかの団体が取り組みをはじめました。91年6月UNCED(開発と環境に関する国連会議)事務局長から提案された「持続的な発展」の考え方を普及するための施策として企業活動における環境管理・監査システムの準備が始まりました。

経営トップによる方針化

80年代後半、ヨーロッパ、北米などの先進工業国で、地球環境問題が深刻な問題となつた反省から、環境と調和する経済社会を構築するために企業としてどういう行動をとるべきなのか、「持続する発展」の具体化についての議論や問題提起が活発になりました。

89年9月アラスカ沖での石油タンカー「バルディーズ号」の座礁・原油流出事故をきっかけに、アメリカで企業の環境問題への取り組み指針として「バルディーズ原則」(表1)が発表されました。バルディーズ原則はアメリカの労働組合や共済会などの資金運用のために株式など購入する際の目安として、社会投資を目的とした民間団体C E R E S (環境に責任をもつ経済のための連合)が発表したもので、「各企業は、自ら環境問題についての主要な責任者であるとの認識を持ったうえで経営にあたるべきであり、また利潤追及は、それが地球の健康状態と保全とを損なわ

ない限度において行なわれるべきであると信ずる」という基本認識にたって10の条項からなる原則を掲げています。

また、91年4月にはI C C (世界商業会議所)主催の環境管理に関する第2回世界産業会議で「ロッテルダム憲章」が採択されました。「いかなる事業を行なう場合でも、環境保護を最優先課題の一つとしなければならない」という基本認識にたって16項目の原則を掲げています。91年、引続きI C Cは「効果的な環境監査のためのI C Cガイドライン」を発表し、環境管理・監査システムの基本的な手法を紹介しています。

これらの論議に基づいて、日本でも、91年4月経団連が「経団連地球環境憲章」を、7月には関西の経済界を中心になって「地球環境関西フォーラム行動憲章」を、10月には経済同友会が「地球温暖化への取り組み」を発表し、各企業の経営トップが環境調和型企業活動の推進について行動方針を持つべきであると提案しました。

表1 バルディーズ原則の条項

1. 生物圏の保護
2. 天然資源の持続的な活用
3. 廃棄物処理とその量の削減
4. エネルギーの知的利用
5. リスクの減少
6. 安全な商品やサービスの提供
7. 損害賠償
8. 情報公開
9. 環境問題の専任取締役及び管理者の設置
10. 評価と年次監査

経団連地球環境憲章では、事業活動において、①全地球的な環境の保全と地域生活環境の向上、②生態系および資源保護への配慮、③製品の環境保全性の確保、④従業員および市民の健康と安全の確保などに努めることを、環境に関する経営方針として経営トップ自ら宣言することを提言しています。

この基本方針を具体化

するために、各企業の実践例を示しながら、92年10月に通産省が「環境に関するボランタリープラン」を策定するよう87業界団体に協力要請を行ないました。また、環境庁は93年2月に「環境にやさしい企業行動指針」を発表して、各企業に自主的な取組みを要請しました。さらに大蔵省は同年10月に「環境保全型の経済発展の在り方に関する研究会」を発足させるなど政府の動きも活発化しています。

国際規格化の動き

環境管理監査システムは、イギリスにおいてはイギリス工業規格の中にBS7750として制定され、92年から約500社が参加してパイロットテストを実施しています。また、統合されたヨーロッパ連合では環境管理監査制度の実施については企業の自主性にまかされているが、EU規則として95年4月から環境管理監査システム（Ema s）が実施されています。アメリカでは改正された大気浄化法やスーパーファンド法などで、環境基準の遵法性を厳しく求めており、それを保証するため各企業が自主的に内部監査を実施しているのが実情のようです。いうならば、環境保全のために企業自らが努力して変わらなければいけない時代を迎えたといえます。

ほぼ同時期に発足したBSCD（持続発展のための産業会議）では、企業活動の環境実績評価のために国際規格が必要であるとされ、ISO（国際標準化機構）の中に、SAGE（環境に関する戦略アドバイザリーグループ）が設立されたのが91年9月です。

SAGEによって、92年10月ISOの中に国際

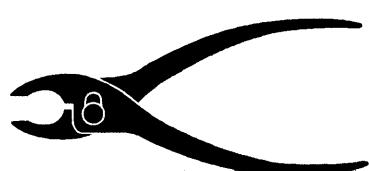
規格を検討する分科会TC207が設立され、約3年間という短い期間に、検討作業が進められました。

93年トロント、94年ゴールドコーストと2回のTC207の総会、その間行われた各分科会での検討を受け、そのうち、環境管理、環境監査の二つの分科会で検討が進められてきた環境管理システムと環境監査については、95年6月オスロで行われた第3回総会で国際規格草案（DIS）が採択されました。

この規格草案はISO事務局に登録され、昨年8月から6ヶ月間の投票期間が設けられ、本年2月にISO参加各国の批准投票が行われました。その結果をとりまとめて、第2回の批准投票を行い、可決されれば、本年8月にも国際規格として発効する予定になっています。

国内では国際規格をそっくりそのまま日本語に翻訳して環境JISとして制定するべく準備が進められています。担当の通産省工業技術院標準企画室の説明によると環境管理では排水や大気汚染の管理しか頭に浮かんでこないので、環境という側面から経営管理を行うという経営管理のツールであることを明確にするため、「環境マネジメントシステム」で用語を統一することになっています。

ISO14000シリーズとして規格化された環境マネジメントシステムの内容については次回説明します。



労働省はすなおに謝れ！

注目される東京高裁・七沢リハ訴訟などの和解交渉の動向と新通達の運用

労災保険におけるはり・きゅう治療について3月1日から新79号通達が施行され、375号通達（労働省官僚もこれを「ミナゴロシ」通達とよんだ）による最長1年の一律の期間制限が事実上なくなり、新たな制度がスタートしていることを本誌前号で報告した。

ただし、新通達下においては、3ヶ月ごとの診断書提出が必要なことにみられるように他の一般医療にない制限を残しているといった問題点がある。治療期間のチェックを重視した取り扱いが医療機関への圧力となり、容易に被災者無視の「事実上の期間制限」へと転化する可能をもっている。

通達施行日以降の請求については、後掲の労働省内部の事務連絡による取り扱いが行われる。それぞれの場合について、調査の上、支給するかどうかを労基署長が決定することになっているが、本来「療養のため必要である」との主治医の意見（診断書を提出すること自体がそういう意味である）を尊重してすんなり支給すべきものであるので、労基署の違法、不当な制限行為がないように監視していくことが必要だろう。

さらに、前号でも報告したように、神奈川・東京などでは、一昨年11月の大坂高裁

勝訴判決以降の請求分について交渉が行われているとともに、神奈川・七沢リハ訴訟などでは東京高裁における被告国との和解交渉が大詰めを迎えており、和解交渉では、通常では時効にかかる未請求分の取り扱いも大きな焦点となっており、最近問題になっている「係争事案における時効の取り扱い一般の問題」（不服審査請求などの期間中は、2回目以降の請求権は時効では消滅しないとの労働保険審査会裁決が最近下された）ともからんで今後の交渉が注目される。

その辺の状況も含め、以下に神奈川労災職業病センターから報告をよせていただいた。

労災保険針灸治療をめぐる 神奈川の状況

神奈川労災職業病センター

川 本 浩 之

1. 訴訟の動向

七沢はりきゅう裁判控訴審の和解交渉が4月17日に東京高裁で行われた。新通達施行後初めての期日。原告2名が請求した14

年前の1回分のはりきゅう代金不支給処分の取り消しは同然としても、未請求分は、慰謝料はどうなるのか。まだまだ解決には時間がかかりそうだ。次回は6月21日。

2. 過去分の一斉申請、その後

昨年初め、大阪高裁完全勝利の判決を受けて、20数名の被災者がいっせいにはりきゅう代金の請求をした（医療機関は3年さかのほってセプト請求）。以後、医師意見書をもとめてきた労基署もあったが、「通達改正まで待ってほしい」とのことでの処分保留の状態が続いた。新通達施行後、意見書の催促、年月日の確認など調査も大詰め。当然支給されるものと期待される。

3. 労働省はすなあに謝れ！

しかし労働省はヒドイ。伝え聞くところによると通達と同時に出した「事務連絡」の存在すら裁判所に隠して明らかにしない。労災保険法に反するとまでコキ下ろされたのだから、素直に非を認めればいいのに、できるだけことを小さくしようという姑息さが腹立たしい。こんな態度を改めさせるべく時効など関係なく、はりきゅう代金を請求することを検討中である。



(資料)

通達改正後のはり・きゅう施術の取扱いについて（一般医療とはり・きゅう施術の併用の者の場合）

新通達は施行日（3月1日）以降はり・きゅう施術に係る保険給付の請求について判断を行う場合に適用する。

したがって

(1) 通達施行日においてはり・きゅう施術の期間が、12か月を経過していない者

12か月経過時点での「診断書（治療目的を明記したもの）」及び「施術効果の評価表」により施術の継続の必要性の判断を行い、以後3か月毎に「診断書（治療目的を明記したもの）」及び「施術効果の評価表」により継続の可否について判断を行う。

(2) 通達施行日においてはり・きゅう施術が終了しており、通達施行日以降再開する者

はり・きゅう施術の再開に当たり、医師が必要と認め、「診断書（治療目的を明記したもの）」及び「施術効果の評価表」により判断を行い、以後3か月毎に「診断書（治療目的を明記したもの）」及び「施術効果の評価表」により継続の可否について判断を行う。

(3) 通達施行日においてすでに12か月を越えるはり・きゅう施術が行われている場合

当該施術の保険給付について請求がなされたものについては、主治医（診断書（治療目的を明記したもの）を交付した医師）に対し一般医療との併用によるはり・きゅう施術に係る施術効果について意見を求めた上、改正通達により判断を行う。

じん肺肺がん訴訟で原告勝訴

「医療実践上の不利益」を理由に業務上認定

3. 26 広島地裁判決

広島県内など全国のトンネル工事などの粉じん作業に長年従事しじん肺にかかり、肺ガンで死亡した夫の妻が、遺族補償給付を広島中央労働基準監督署長に請求したのにもかかわらず不支給とされたため、この処分の取消しをもとめていた裁判で、3月26日広島地裁（佐藤修市裁判長）は、原処分取消しを命じた。

佐藤裁判長は、じん肺と肺ガンとの因果関係については「現時点では、疫学的にみて、じん肺と肺がん発生との間の疫学的因果関係については、これが存在する可能性があるといい得るにとどまり、これが存在するとまで認めることはできない」と消極的に評価しながら、「肺がんの早期発見が困難だったこと」と「肺機能障害によって手術治療が不可能だったこと」を理由に、「医療実践上の不利益」があったことは明らかとして、原告の死亡は「業務上のものである」との判断を示したものである。

1994年11月、福岡高裁での大分じん肺肺がん訴訟において、原告が逆転敗訴して現在上告中である。福岡高裁においては、「因果関係があるとたやすく推定することができない」ことを理由として原告の訴えを認めなかつた。今回の判決はその点においては同様であるものの、現在の行政通達（基発608号：

後掲）において、「管理区分4または管理区分4相当と認定された場合のみ「原発性のじん肺合併肺がん」を業務上疾病と認める」とされているのに対して、「医療実践上の不利益」を理由として、管理区分3ロと認定されていた原告のケースを業務上認定したことは今後のじん肺合併肺がんの救済幅を広げたものとして評価できるといえるだろう。

判決は、行政通達の趣旨を是としながら、「管理4と管理3ロとの限界は実際上明確を欠くこともあり得る（Tの場合がまさにそうである。）ことからすると局長通達の右管理区分に係る用件を充足しない場合であっても、じん肺に合併した肺がんであって前記のような医療実践上の不利益があるものについては、業務上の疾病であることを否定すべき根拠は何ら存在しないというべきである。」と述べる。もともと基発608号は、「じん肺には肺がんが高頻度で合併するし、医療実践上の不利益もあるので、補償行政上の速やかな実効ある保護施策を」という労働省専門家会議の検討結果を契機に作られたものである。判決は、この専門家会議の結論を支持し、通達の趣旨を評価しながら出されており、いわば「管理4だけ認めるというのではその趣旨から不合理である」と通達の修正をもとめたものといえる。

しかし、福岡高裁判決と同様に医学的因果関係を正面から認めなかつた点は、國の方針の全くの追認であり根本的に大きな問題がある。法的因果関係を認めて何ら差し支えないほどのじん肺と肺がんとの明らかな関連性が医学的にまた社会常識的に認められるにもかかわらず、被告国側の御用学者の意見書、証言に幻惑され、福岡高裁につづき、またしても誤った判断をした司法の責任は重大と言わなければならない。本来608号通達は根本的に改定されなければならないのである。石綿肺合併肺がんは管理区分に関係なく基本的に業務上と認定されるが、これと同様に、じん肺という疾病が肺がんの原因ないし危険因子となっていることは明らかであり、「じん肺合併肺がん」が基本的に業務上疾病として取り扱わなければならぬのである。今回の広島地裁の不十分な判示をみると、提出された医学的・科学的証拠を裁判所が適切に理解できなかつたのではないかとも考えられる。

このように、ある意味で行政に「配慮した」判決であるにもかかわらず労働省は控訴した。因果関係の問題を含めて、今後の控訴審の動向が極めて注目されるところだ。

(事務局)

本件の不支給決定までの経緯

- 原告の夫であるT氏は、昭和26年9月から55年3月までの間、主に坑夫として粉じん作業に従事。
- 昭和55年、徳島市内の病院で「じん肺症」と診断。
- 昭和55年9月9日付じん肺管理区分「管理三口（エックス線写真第三型）」決定。合併症（続発性気管支炎）の認定。
- 昭和58年1月、右肺上葉部に結節状陰影認める。（遅くとも昭和56年11月までにはがん発生と推定）

- 昭和58年4月、徳島大第二外科で「右肺がん（小細胞がん）」と診断。強い肺機能障害、小細胞がんの悪性度から手術行わず、化学療法実施。
- 昭和59年7月6日、肺がんによる呼吸不全のため死亡。剖検実施。死亡診断書「直接死因：呼吸不全、その原因：肺小細胞がん、その原因：じん肺症」
- 昭和60年7月16日、広島中央労基署は原告の遺族補償給付の不支給決定。

昭和53年11月2日 基発第608号 じん肺症患者に発生した肺がんの補償上の取扱いについて

じん肺法によるじん肺管理区分が管理4と決定された者が、じん肺症（じん肺のうち療養を要するものをいう。）により肺機能の著しい低下を來して心不全、肺性心等の疾患により死亡したときは、当該死亡はじん肺症に起因するものとして業務上の取扱いを行ってきたところであるが、じん肺症患者（石綿肺に罹っている者を除く。以下同じ。）に発生した肺がんについては、かねてより本省に「じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議」を設けて検討を行ってきたところ、同専門家会議から、わが国ではじん肺症に肺がんの合併する頻度が一般人口における場合よりも高いこと並びに進展したじん肺症の病態のもとでは肺がんの早期診断が困難となること、治療の適用範囲が狭められること及び予後に悪影響を及ぼすこと等の医学的見解を骨子とする検討結果報告書が提出されたので、これに基づき、じん肺症患者に発生した肺がんについては、今後、下記により補償上の取扱いを行うこととしたので事務処理に遺漏のないようにされたい。

記

じん肺法によるじん肺管理区分が管理4と決定された者であつて、現に療養中の者に発生した原発性の肺がんについては、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。なお、現に決定を受けているじん肺管理区分が管理4でない場合又はじん肺管理区分の決定が行われていない場合において、当該労働者が死亡し、又は重篤な疾病に罹っている等のためじん肺法第15条第1項の規定に基づく隨時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは、地方じん肺診査医に対しじん肺の進展度及び病態に関する総合的な判断を求め、その結果に基づきじん肺管理区分が管理4相当と認められるものについては、これに合併した原発性のじん肺は上記と同様に取り扱って差し支えないこと。

前線から

薬害HIV問題講演会に 参加を！

東南地域労災職業問題交流会

大阪東南

東南地域労災職業問題交流会は95年度の第4回講座として、大阪東南地域平和人権連帯会議と共に薬害HIV問題で講演会を開催します。

薬害HIV問題は、大阪・東京訴訟においてはじ

めて和解が成立、解決への第1歩を踏み出しました。すべてのHIV感染者の完全救済を目指し、繰り返される薬害の悲劇の根絶を目指して患者さんをはじめ多くの関係者が血のにじむような努力をされている中、

5／13（月）午後6時～

平野区役所講堂（地下鉄平野駅下車徒歩2分）

講師 坂本団弁護士（大阪HIV訴訟弁護団）
HIV訴訟－薬害HIVの問題点と今後の課題

決してこれが他人事ではなく、自分たち、自分たちのすむ国や社会の問題として真剣にこの問題を学び、なにができるのか、なにをしなければならないかを考えるきっかけにしたいと考えます。

また、薬害エイズを生み出した厚生行政、製薬会社、医療の問題点は、労災職業病や安全衛生に取り組む上でも多くの学ぶべき点があると思います。たとえば情報公開や患者の権利が守られる医療など今後必ず前進させなければならない共通の課題ではないでしょうか。

会員、読者の皆さんへの参加を訴えます。

HIV訴訟とは

非加熱の輸入血液製剤でエイズウイルス(HIV)に感染した血友病患者が国とミドリ十字(大阪市)、バクスター(東京都千代田区)、バイエル薬品(大阪市)、日本臓器製薬(同)、財団法人化学及血清療法研究所(熊本市)の製薬企業五社を相手取り、感染患者一人当たり1億1500万円の損害賠償を求めて大阪地裁で89年5月、東京地裁で同年10月に提訴。原告患者は東京で8次にわたる提訴で、計218人(うち83が死亡)、大阪は18次までの提訴で、計240人(一人は止血剤使用で感染、82人死亡)に上る。

HIV訴訟の経過

81/6	米防疫センター(CDC)、初のエイズ患者発生を報告	96年 1/ 23	菅直人厚相が省内に調査班設置
82/7	CDC、血友病患者のエイズ発症例を報告	2/ 9	同省内で内部資料「発見」を公表
83/3 6	米国で加熱製剤承認 厚生省がエイズ研究班(安部英班長)設置	16 21	菅厚相、国の責任を認めて直接原告方に謝罪 同省、内部資料の一部(郡司フアイル)公開
84/2	日本で加熱製剤の臨床試験開始	23	同省、ミドリ十字を立ち入り検査
85/3 5 7	同省エイズ検討委員会、日本人のエイズ患者第1号認定 血友病患者から初のエイズ認定 同省、第8因子の加熱製剤の製造・輸入を一括承認	26 28 3/ 1	安部氏が帝京大副学長を辞職 同省調査班、中間報告を発表 衆院厚生委員会でエイズ問題集中審議。東京地検「重要事件と認識」と表明
88/12 89/1 5 10 95/3 7 10	エイズ予防法成立 血液製剤でHIV感染した人への救済制度スタート 大阪HIV訴訟提訴 東京HIV訴訟提訴 東京訴訟結審(1~4次) 大阪訴訟結審(1~10次) 東京、大阪両地裁、和解を勧告 森井忠良厚相、和解交渉に応じる方針を表明	4 7 14 15 19 20 29	同省、日本臓器製薬を立ち入り検査 第2次和解案提示 製薬会社が和解案受諾を表明 国も和解案受諾を正式表明 同省調査班、残る資料を公開 東京、大阪の両原告団が和解案受諾を総会で決定 東京、大阪両地裁で和解が成立

新事務所に移転しました

共同事務所「市民オフィス」オープン

大阪

すでにお知らせしましたように安全センターが引っ越ししました。4月6日より当地にて活動を開始しております。

前回の引っ越しよりあまり間が有りませんでしたので、あれ?と思われた方もあるかと思います。昨年末に、会議室をもった共同事

務所をもたないかとのお話があり、その他諸般の事情も考慮して今回の移転となつた次第です。何とぞご了解ください。

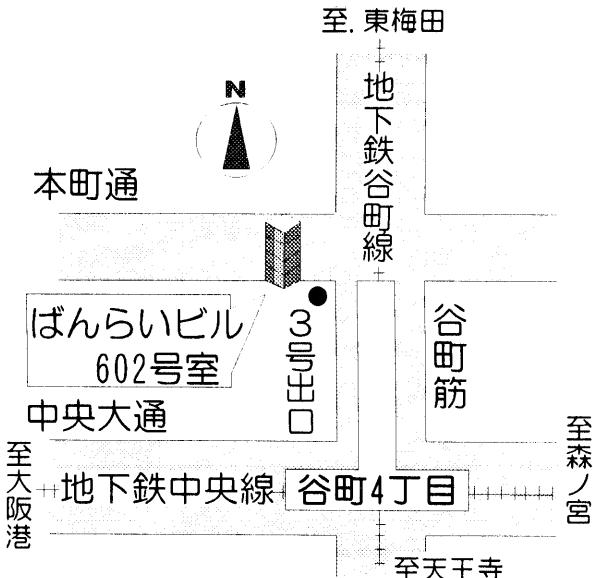
地下鉄の出口からすぐのところで、交通の便もよいところです。共同事務所としての名前は「市民オフィス」といいます。当安全セ

ンター、地域労働組合のユニオンひごろ(東地域合同労働組合)・同ムソ一分会とタイムス労働組合、中央地区連帯会議、アジアの労働運動と連帯・交流するN A W(アジア労働者情報交流センター・関西)、滞日外国人の人権団体R I N K(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)、中南米出身者向けのスペイン語マガジンIMPACTO編集部などが資金を出し合って実

現しました。

安全センターとして今後より実りある活動を目指す上で有意義であると考えた次第です。ともに問題を考え、議論し、行動するための拠点として活用していきたいと思います。その意味でも、ぜひとも気軽に立ち寄りください。

お待ちしております。事務局がないときは勝手にお茶でも飲んでいってください。谷町4丁目界隈に来られたときの休憩室としてお使いください。(事務局)



〒540 大阪市中央区内本町 1-2-13 ばんらいビル 602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

労働法制の規制緩和で 大阪共闘会議

期待される労働者側からの論陣

大 阪

4月22日、労働関係法令の規制緩和問題について、この間研究会などで各法令について検討を進めてきた各労組活動家が集まり、「労働法制の規制緩和に反対する大阪共闘会議」を結成、今後シンポジウムなどの取り組みで積極的な運動を進めていくことを決めた。

現在国会に上程されている労働者派遣法の改正案は、派遣事業の可能な職種を大幅に増やすというもので、さらに政府の委員会では「原則自由」とすべきとの方針が打ち出されるに至っている。また、職業安定法に厳しく規制されている有料職業紹介事業についても、自由にすべきとの方

向が出されるに至っている。

労働基準審議会で現在審議中の労働基準法改正の検討方向も、有期契約期間規制の拡大を始め、雇用形態の多様化に対応するものとなっている。いずれにしろ、使用者の側からコストのかからない雇用形態を法的に可能にしようというもので、労働者の権利保護の観点が脆弱なものとなってしまっている。

規制緩和の政策のなかで労働契約に絡む規制が、単なる経済的規制とする論調

が主流を占める状況に対し、労働組合の側から論陣

をはる必要性がかねてより言われていた。その意味

で、今後の同会議の取り組みが期待される。

長期療養者の

職場復帰勝ち取る！

北葛ユニオン

奈良

奈良県天理市の給食会社に勤務するSさんは、一年、早朝の勤務中に足を負傷し、労災療養を続けてきたが、所属する北葛ユニオンの協力を得て、会社側と話し合い、4月に無事職場復帰を果たした。

Sさんは、受傷した当初会社側が労災保険の取扱いをしなかったため、地域ユ

ニオン関西ネットの「パートホットライン」に電話相談、地元の北葛ユニオンの取り組みでやっと労災保険による療養を受けることができた。

職場復帰を目指して懸命に療養につとめ、今年になって職場復帰可能な状態にこぎつけたが、会社側は「あなたの仕事はない」と

まるで労災であることを忘れたような返事をするだけだった。そこで、再度ユニオンで会社側と交渉し、仕事場を変えて、職場復帰することになった。

長期間の療養を経ての職場復帰は、ともすれば会社側の理解がなく、困難を極めるケースが少なくなっている。労働省も職場復帰対策の施策を進めているが、充分な効果をあげていないのが現状だ。こうしたなかでSさんの努力は充分な評価に値するといえよう。

ゴミ収集作業者の腰痛症で審査請求意見書提出

全国一般堺委託清掃労組

堺

ゴミ収集作業で腰痛症に被災、再発の労災休業補償請求で労基署より不支給処分を受けた全国一般堺委託清掃労働組合員のYさんの審査請求について、この4月12日、大阪労災保険審査官に対して労働組合とYさんによる意見書を提出、「取り消し」決定を求めた。

意見書によると、Yさん

の従事する堺市のゴミ収集作業は、市より委託された民間業者によるもので、作業者一人あたりの収集量が、市直営の量に比して約2.5倍になるという。市の直営の場合、収集車1台に2人の作業員が乗るのに対して、民間業者の場合は1人で、収集世帯数も多い。

こうした厳しい作業条件

のなかで、軽重混合の多様なゴミを取り扱い、急性腰痛症を繰り返す結果となつた。また、同労働組合のアンケート調査によれば、慢性的な腰痛症に悩む組合員の割合は6割を超えており、腰痛症の労災認定がYさん一人の問題でないことを表している。

労働組合では、今後これを機会に腰痛対策の職場学習会などの取り組みを開始し、労働条件の改善につなげたいとしている。

安全衛生対策

Q & A

分散していても
集めて一つの事業場

労働安全衛生法の適用単位



小学校の教諭をしています。
労働安全衛生法で定められている安全衛生管理体制では、50人以上の労働者を常時使用する事業場では、事業者が衛生委員会を設置し、産業医と衛生管理者を専任する義務があるのですが、学校という職場は、一つの学校で全教職員をあわせても50人以上になるとことはほとんどありません。このような場合には、産業医も衛生委員会もいらないということになるのでしょうか。

A

労働安全衛生法でいう事業場とは、主に場所的観念によって判断され、同一場所にあるものは原則として一体として適用されることになります。ですから同一場所であれば、よほど労働の態様が違うということが無い限り、一つの事業場として適用することになります。

しかし、ご質問のようなケースについて、この原則から考えると確かに疑問がでてきます。学校に限らず数人規模の営業所が点在する会社などの場合も同様でしょう。労働省の行政解釈は、「規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場

として取り扱うものとすること」(昭和47.9.18 発基91号) というものです。したがって、小学校であれば少なくとも上位の機構である教育委員会のレベルで産業医の選任などをしなければならないことになります。つまり、教育委員会レベルで選任などをして

いなければ労働安全衛生法違反の状態ということです。

もっとも「事務能力等を勘案」すれば、一定以上の規模の学校であれば、50人より多少人数が下回っていても学校ごとに選任等の義務を果たすほうが相応しいとも考えられます。

また小学校等では、各学校ごとに給食調理場があり、調理員が働いているという場合があります。この場合には場所が同一であるからといって、組織的にも、労働の態様も全く違いますから一つの事業場とはなりません。したがって、例えば給食調理員が一つの市で50人以上であれば、これも給食調理場として一つの事業場とみなされ、産業医の選任等の法的義務が発生します。

なお、地方自治体であっても、労働安全衛生法は適用が除外されるというものではありませんから、法違反の状態については早急に是正する取り組みが必要といえます。

3月の新聞記事から

3/1 全日空を解雇された元スチュワーデスの石富信子さんが「労災休職後、退職勧奨を繰り返し、研修にすぎない復職訓練で不合格にして解雇したのは労働協約違反」として、地位保全と賃金支払いの仮処分を申請。

3/5 課外活動の指導中に脳内出血で死亡した小学校教諭の妻が「過労による公務災害」と地公災基金愛知県支部に遺族補償を求めた訴訟で最高裁第三小法廷（千種秀夫裁判長）は原告敗訴の二審判決を破棄し、審理を名古屋高裁に差し戻した。過労死訴訟の最高裁での破棄は初めて。

3/6 大阪薬害HIV訴訟第13次提訴第1回弁論で、先月の厚生大臣謝罪にもかかわらず、被告国・製薬会社が「過失無く、争う」との答弁書提出。

3/7 東京・大阪地裁はHIV訴訟で、患者への月額15万円支払い、恒久対策を盛り込んだ第2次和解案提示。

薬害HIVで、国立病院を含む28機関で加熱製剤承認後も非加熱製剤を使い続けていたことが明らかに。その結果、大阪訴訟の原告183名中34名が加熱承認後に非加熱を投与されていたことが判明。また、日本商事がミドリ十字製の非加熱製剤を加熱承認後187本駆け込み出荷していたことも判明。ミドリ字は加熱承認前に在庫一掃の値引き販売。

北海道・豊浜トンネル岩盤崩落事故の犠牲者のうち運転手ら4名の遺族が小樽労基署などに労災請求。

3/8 大阪市中央区の地下15㍍地下鉄工事現場で側壁が崩落し、作業員1名下敷きになり死亡。

水俣病未認定患者救済問題で、政府最終解決案に基づく救済対象者を決める第1回判定結果を鹿児島県が発表。新規申請者1020で、今回判定の66人のうち医療手帳交付該当者は36人にとどまる。

3/10 四国じん肺訴訟高知原告団と被告企業との和解成立。和解総額1億5200万円。死亡者2000万、他の原告は1800万～1000万円。

3/12 常磐じん肺訴訟第3陣二次、三次（原告179名）和解成立。和解金総額7億8000万円。大半の労災未認定患者への救済を認め、当初は軽症とされた患者でも症状の進行に応じて一定の補償を認める内容。和解条件は、①原告全員に1000万～1900万円②未認定患者150人には225万と300万円の見舞金を和解金に含める③未認定患者の症状が将来重くなったら場合は条件に照らした差額を支払う、など。同日北茨城じん肺第3陣訴訟も和解成立し、常磐じん肺訴訟は11年ぶりに全面解決へ。

3/13 高速増殖炉もんじゅのナトリウム火災の原因となった温度検出器と同型の別の管でひび割れがあいている可能性があると、動燃が発表。

米大手たばこ会社「リゲットグループ」はニコチンの含有量を不正に水増ししていたとするルイジアナ州集団訴訟で事実上の敗北的和解受諾。今後25年間、経常利益の5%を「禁煙活動」に拠出することに。

3/14 薬害HIV訴訟で製薬4社和解案受諾。震災復興後の都市再開発などを担当していた神戸市役員が焼身自殺。

3/15 薬害HIV訴訟で国が和解案受諾。「何の落ち度もない皆さんに被害をもたらした」菅直人厚生大臣。

3/18 大阪HIV訴訟で患者27人が追加提訴、原告は240人に。うちすでに82人死亡。
精神障害をもつ女性に精神障害を理由に人工透析を拒否した宮崎県立病院と医師に宮崎地裁が賠償命令。

3/19 厚生省が薬害HIVについての調査結果を公表。訴訟ファイルは非公開。

3/20 薬害HIV訴訟で東京、大阪原告団が和解案受諾。

3/22 加熱製剤承認後の86年にミドリ十字が販売した非加熱製剤の投与によってHIVに感染、昨年12月に死亡した男性の妻が元社長を殺人容疑で大阪地検に告訴。

宮城・細倉じん肺第一次訴訟で仙台地裁は、被告・三菱マテリアルの過失を認め、3億9000万円の賠償命令、原告23名全員勝訴。過去最高の慰謝料示される。

3/27 らい予防法廃止。
四国じん肺徳島訴訟（原告45名、被告38社）で一括和解成立。和解金総額6億8500万円。

手話通訳者の頸肩腕障害に千葉労基署が労災認定。

3/28 91年の広島新交通システム橋げた落下事故について、広島地裁が元請け責任者ら3名に実刑を含む有罪判決。

3/29 「電通」勤務の長男が自殺したのは長時間労働でうつ病になったのが原因として2億2000万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は1億2000万円の支払いを命令。

薬害HIV訴訟で和解成立。

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員 購 読 料	当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259